

神鉄線 旅客営業規則等の一部改正について（2022年3月28日から適用）

現 行（旧）	変 更（新）
<p style="text-align: center;">旅客営業規則</p> <p>第 22 条（普通券の発売） 普通券は、次の各号によって発売する。 【中略】</p> <p>(2)往復乗車券 旅客が、<u>片道乗車券を発売できる区間</u>を往復 1 回乗車する場合に発売する。ただし、往路と復路の<u>区間</u>が異なるものを除く。</p> <p>第 155 条（無料手回り品） 旅客は、第 156 条に規定する以外の携帯できる物品であって、列車等の状況により、運輸上支障を生ずるおそれがないと認められるときに限り、3 辺の最大の和が 250cm 以内のもので、その重量が 30kg 以内のものを無料で車内に 2 個まで持ち込むことができる。ただし、長さ 2m をこえる物品は車内に持ち込むことができない。</p> <p>2 旅客は、前項に規定する制限内であっても、自転車およびサーフボードについては、次の各号の 1 に該当する場合に限り、無料で車内に持ち込むことができる。</p> <p>(1) 自転車にあつては、解体して専用の袋に収納したもの、または折りたたみ式自転車であつて、折りたたんで専用の袋に収納したもの</p> <p>(2) サーフボードにあつては、専用の袋に収納したもの 【中略】</p> <p><u>5</u>（新設）</p> <p>(注)旅客が、自己の身の回り品として携帯する傘・つえ・ハンドバッグ・ショルダーバッグ等は、第 1 項に規定する個数制限にかかわらず、これを車内に持ち込むことができる。</p>	<p style="text-align: center;">旅客営業規則</p> <p>第 22 条（普通券の発売） 普通券は、次の各号によって発売する。 【中略】</p> <p>(2)往復乗車券 旅客が、片道乗車券を発売できる区間（<u>西日本旅客鉄道との連絡運輸区間を除く</u>）を往復 1 回乗車する場合に発売する。ただし、往路と復路の<u>区間や経路</u>が異なるものを除く。</p> <p>第 155 条（無料手回り品） 旅客は、第 156 条に規定する以外の携帯できる物品であつて、列車等の状況により、運輸上支障を生ずるおそれがないと認められるときに限り、3 辺の最大の和が 250cm 以内のもので、その重量が 30kg 以内のものを無料で車内に 2 個まで持ち込むことができる。ただし、長さ 2m をこえる物品は車内に持ち込むことができない。</p> <p>2 旅客は、前項に規定する制限内であっても、自転車およびサーフボードについては、次の各号の 1 に該当する場合に限り、無料で車内に持ち込むことができる。</p> <p>(1) 自転車にあつては、解体して専用の袋に収納したもの、または折りたたみ式自転車であつて、折りたたんで専用の袋に収納したもの</p> <p>(2) サーフボードにあつては、専用の袋に収納したもの 【中略】</p> <p><u>5 旅客は、社が特に認めた日付、列車および区間において、乗降場所を限定して、第 1 項および第 2 項の規定にかかわらず自転車を車内に持ち込むことができる。</u></p> <p>(注)旅客が、自己の身の回り品として携帯する傘・つえ・ハンドバッグ・ショルダーバッグ等は、第 1 項に規定する個数制限にかかわらず、これを車内に持ち込むことができる。</p>

以 上